

低所得者ほど負担が重い「軽減」税率 消費税増税中止こそ真の対策！

財務省は「軽減」税率制度について、所得階層別の負担軽減効果を試算し国会に示しました。その結果は、高所得者層（年収 738 万円以上）で計 2,880 億円、低所得者層（238 万円未満）で計 1,430 億円。軽減税率制度が高所得者への優遇であることを認める内容となっています。

醍醐聰・東京大学名誉教授の試算では、軽減税率導入による負担軽減額は年収 200～250 万円の世帯で年約 10,000 円。年収 1,250～1,500 万円世帯で年約 17,000 円となっています（表）。

安倍政権は「軽減」税率制度を「低所得者対策」だと言いますが、とんでもありません。真の低所得者への負担軽減策は消費税増税を中止することです。

表// 軽減税率による消費税負担の軽減額
(2人以上の勤労世帯/2018年分)

年間収入階級(万円)	200～250	600～650	1,250～1,500
一律10%の場合の税額(a)	191,143	283,578	454,439
8%で課税される消費税(b)	43,280	53,686	68,038
10%で課税される消費税(c)	137,043	216,470	369,311
複数税率の下での消費税額(b+c)	180,323	270,156	437,349
対年間収入比	8.0%	4.3%	3.2%
負担軽減額<年当たり>(a-(b+c))	10,820	13,422	17,090
負担軽減額<月当たり>	902	1,119	1,424

(単位:円)

全国商工新聞 2月25日付より

ポイント還元制度は誰のため？

ポイント還元制度は、中小規模の店でキャッシュレス決済を利用した消費者にポイントを還元するというものです。キャッシュレス決済に対応しなければ客足が遠のくことが予想されます。また、9カ月という実施期間の終了後には、決済事業者への手数料支払いが継続し、経営を圧迫します。

還元されたポイントが使われなかった場合、そのポイントの原資となる国からの手当ては決済事業者の「もらい得」になります。キャッシュレス化を推進したい政府とカード会社など一部の大企業を喜ばせる制度なのです。



ありえん君

消費税廃止各界連絡会

東京都目白 2-36-13 全商連内

電話 03 (3987) 3230

FAX 03 (3988) 0821

